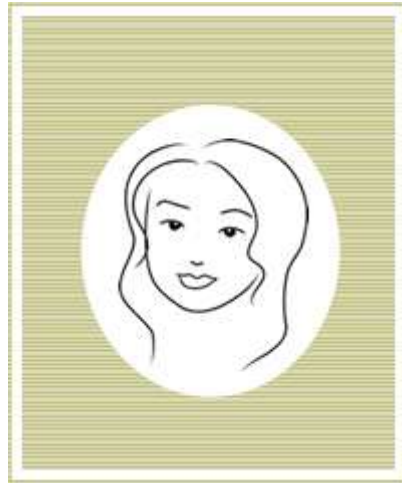


女性のための上手な離婚法



弁護士 柳原 桑子

◎離婚の上手な行い方

1 離婚の種類について

離婚の種類としては、協議離婚、調停離婚、審判離婚、裁判離婚、和解離婚があります。ひとつずつ、概要を説明していきます。

協議離婚

婚姻するときには、婚姻しようとする相手とともに婚姻届に必要事項を記入し、署名押印して、役所に届け出ることで婚姻が成立しますね。

離婚についても、配偶者と離婚について合意ができれば、離婚届に必要事項を記入し、双方署名押印して、役所に届け出ることで、離婚が成立します。

このように、夫婦の合意によって、離婚届を作成し、提出するという方法で離婚することを、**協議離婚** といいます。

離婚する理由は、何でもかまいません。夫婦が、離婚するということについて合意ができればよいのです。

ただ、未成年の子どもがいれば、子ども一人一人につき親権者をどちらとするかについて、離婚届に記入する必要がありますので、離婚時に決めなければなりません。

財産分与や慰謝料についても、夫婦の話し合いで決めます。それらは決めないで離婚することもできます。

(財産分与や慰謝料についてはあとから請求もできます。)

財産分与請求は、離婚時から2年

慰謝料請求は、事実を知ったときから3年

で時効消滅します。それまでは、離婚後でも請求できます。

妻が夫の不貞行為を理由として、慰謝料請求する場合、夫に対して慰謝料を請求できるのは、夫が不貞行為をしたことを妻が知ったときから3年間であるということになります。

しかし、できることなら、離婚する前に決めておくことが望ましいでしょう。離婚してしまった相手とでは、離婚前以上に話が進まないことも考えられます。

もし、諸条件についても決めたら、離婚届出書とは別に、合意内容を書面化し、当事者双方で内容を確認しあって、署名押印することがよいでしょう。
この書面を「離婚協議書」などといいます。

★離婚協議書の書き方

協議離婚において、話し合い、合意した事項を、単なる口約束で済ますと、後日、約束したことが履行されなかったときに、離婚時に約束した、いやしていないというように、紛争になることが考えられます。

そこで、協議が成立した内容の証拠として、離婚協議書を作成して残しておけば、後日の紛争予防にもなりますし、仮に紛争になったとしても役に立ちます。

離婚協議書の書き方としては、決まったものではありません。

☆ 注意すべきは、将来の紛争予防として、証拠の役目を果たすものになることから、合意した内容については、**明確に記載する**ということです。
どっちにもとれるような書き方ですとか、合意内容が定かでない書き方では意味がありません。

項目としては、

- ・離婚すること
- ・未成年の子どもがいればその親権
- ・養育費
- ・財産分与
- ・慰謝料

が基本的な事柄です。

他にも、一方が家を出て行く日や、家財の分配内容等、事情に合わせて記載することができます。

そして、**作成日、両名の署名押印が必要です**。これらを欠くと、いつの合意なのか、誰と誰の合意なのか分かりませんので、証拠としての価値が低下します。

※別紙の『離婚協議書テンプレート』も参考にしてください。

将来に渡って金銭を支払ってもらうことが合意内容に折り込まれている場合、約束したとはいえ、将来のことですから、支払いを続けてもらえるのかが不安になります。

☆ そのようなときは、費用がかかりますが、**公正証書** にしておくといでしょう。

合意内容をメモ書きにして、各地にあります公証人役場に出向き、離婚協議書の作成を依頼します。その場で作成してもらうのであれば、両当事者が一緒に行き、身分を証明できるもの(運転免許証など)と、印鑑を用意する必要があります。運転免許証がなければ、印鑑証明書と実印、そして戸籍謄本が必要です。

協議書に記載する内容によっては、公正証書の費用を算定するために、他の資料の提出も求められる場合がありますので、できれば、事前に相談をして、必要書類を用意の上、両者で出向くのがよいでしょう。

ここが重要です！

金銭の支払いについては、「……………」という文を入れてもらう(強制執行認諾文言)のです。

(※「……………」については購入後ご覧いただけます)

そうすると、将来、履行がなされなかったとき、裁判をしなくても公正証書をもって、強制執行をして財産や給料から、取り立てることが可能になります。

もし、公正証書にしていなかった場合、別途裁判手続を経て、判決等の書面を手にしないと強制執行はできないのです。

支払う側からすれば、公正証書を作成した以上、履行しないと強制執行されてしまうという恐れがあるので、それが心理的にも履行しなければならないという気持ちにさせられるのではないかと思います。

この点で、公正証書は、金銭の支払いを内容とする合意に関していえば、調停調書や判決と同じくらいの効果をもつといえます。

調停離婚

当事者間の話し合いがまとまらないとき、あるいは話し合いもできないような場合、裁判所にお世話になります。まずは、**家庭裁判所に、調停を申し立てます。**

調停というのは、家庭裁判所において、調停委員や裁判官が両当事者の間に入って、話し合いのお手伝いをしてくれる手続です。

原則として、夫婦同席の場ではなく、別々に、調停委員がそれぞれの言い分を聞きます。そして、調停委員より、それぞれに相手の言い分を伝えます。その過程で、争点が明らかになり、その争点をどのようにして双方が歩み寄れるか、または別の案はないかなど、一緒に考えて、話し合いのお手伝いをしてくれる手続です。

その結果、当事者間で離婚の合意ができた場合、調停離婚が成立します。

申し立てた側を申立人、他方を相手方と呼びます。

申立人は、どこの家庭裁判所に申し立ててもよいというわけではなく、**原則として相手方の住所地を管轄する家庭裁判所**に申し立てなければなりません。

ただし、当事者間で、利用する裁判所の合意ができていれば、その裁判所も利用できます(合意管轄)。

申し立ては書面で行うことになります。家庭裁判所に申立書の書式用紙がありますし、インターネットでもダウンロードできますので、その書類に必要事項を記載して、戸籍謄本や、その他関係書類を用意の上、家庭裁判所に提出して、申し立てます。

書式:夫婦関係調整調停(離婚)

http://www.courts.go.jp/saiban/tetuzuki/syosiki/syosiki_01_23.html

受け付けられると、各事件ごとに事件番号がつけられます。家庭裁判所との連絡は、その事件番号を告げることで、裁判所側にどの事件のことか認識してもらいやすくなりますので、わかるようにしておいてください。

申立後、受付がなされると、**裁判所から相手方に書面で期日の呼び出し**がなされます。

そして、両当事者が、決められた期日に、裁判所の指定の場所に出頭します。担当する**調停委員**が調停の説明をしてくれて、いよいよ始まります。

1回では、なかなか解決しないことが多いので、その場合、約1か月後に、第2回調停期日が定められます。第2回目以降の期日は、当事者のスケジュールも聞きつつ決められます。

Q: 離婚すること自体は、意思が一致しているのですが、金銭的条件でもめています。このような場合でも、離婚調停を申し立てて良いのですか？

A: まだ離婚していないのであれば、離婚調停を申し立てられます。

離婚するかしらないかという方向性でもめている場合から、離婚については意思が一致しているが、親権、財産分与、慰謝料等でもめている場合まで、夫婦どちらからでも、調停を申し立てることができます。

Q: 調停で合意ができた場合、その内容は、裁判所が書類にしてくれるのですか？

A: 合意内容を記載した**調停調書**という書面が作成されます。

協議離婚の際に、離婚協議書を作成した方がよいということは、前に述べましたが、調停離婚であれば、家庭裁判所が、離婚協議書に代わる書面を作成してくれます。

しかも、合意内容によっては、約束が守られなかったときに、裁判所の力を借りて強制的に実現する**強制執行をすることもできる**効力のある書面です。心理的にも、当事者だけで作成した合意書と比べると、合意内容を守ろうとする気持ちが強くなると思います。

Q: 調停で離婚が決まった場合、離婚届はいらないのですか？

A: 要ります。

調停離婚は、調停が成立したときに法律上離婚したことになります。

しかし、戸籍事務としては、家庭裁判所で、いつ、どの夫婦の調停離婚が成立したかわかりませんから、さらに**役所に届け出る必要**があります。

調停成立後、家庭裁判所が作成する調停調書とともに、どちらか一方当事者が、離婚届に、相手の署名押印と証人以外(これらは協議離婚のときのみ必要)の必要事項を記入して、役所に届け出ないと、戸籍は変わりません。

申し訳ありませんがサンプルはここまでです。

[離婚相談 女性のための離婚法](http://www.rikon-jp.com/)

<http://www.rikon-jp.com/>

「離婚相談 女性のための離婚法」内容の一部をご紹介しますと …

- ・ 離婚の話を進める前にやっておくと、今後の展開が大きく変わってくることのまとめ
- ・ 離婚のやり方にはいくつかあります。その種類と手順をわかりやすく解説

離婚の種類別に手続き、書類、経費なども一目でわかります。

- ・ 離婚協議書の正しい書き方とサンプル
- ・ 離婚の費用を抑え、調停離婚を弁護士なしで行う方法
- ・ 金銭的な問題の不安を解決

財産分与/退職金や年金の分与
慰謝料/養育費
婚姻費用について
離婚の種類別、費用を抑えるコツ
など個々に解説・ポイントを紹介

- ・ 離婚した相手からの支払いを継続してもらうには、裁判を起さなくても防ぐ方法があります
- ・ 子供がいる場合の上手な離婚法

離婚後でも養育費の支払いを求めるには？
子供の親権についての手続きの仕方 など

- ・ 離婚原因が浮気(不貞行為)の場合、暴力(DV)の場合の離婚の進め方
- ・ その他 離婚にはケースにより色々な問題がでてきます。下記のような場合にも対処可能な方法を紹介しています。

離婚後の名字について/とにかく早く離婚したい場合/相手が離婚に応じてくれない場合
相手が離婚を強行しようとしている場合/調停で折り合いが付かず、不成立になった場合

など実践的な内容を分かりやすく記載しています。